

議案第 89 号

三朝町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成11年12月17日

三朝町長 吉田秀光

平成11年12月21日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和45年三朝町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2項」の次に「及び第4項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。